

2006年2月28日

## 客注等の個人情報の取扱いについて

### 1. 趣旨

2005年4月の個人情報保護法施行に伴い、出版業界における客注等の個人情報の取扱いについてもさまざまな制約を受けることになりました。「客注等の個人情報の取扱いについて」は、その対応のために、書店、取次会社、出版社など関係者の参考資料（叩き台）としてまとめたものです。まとめるに際しては、法令等を踏まえた上で、日本書店商業組合連合会作成の「個人情報保護法について」および社団法人日本書籍出版協会・社団法人日本雑誌協会作成の「[出版社における個人情報保護対策の手引](#)」を参照し、要注意点を喚起しています。

### 2. 客注等の個人情報への対応

本取扱いでは、書店において取得した読者からの注文品、定期購読申込み等の個人情報について対応するため、書店、取次会社、出版社における留意点を整理しています。

書店店頭における個人情報の取得は、日書連作成の「個人情報保護法について」に添って、各書店が客注品、定期購読等の取扱いを行っていることを前提とします。

#### (1) 書店店頭における対応

- ① 書店において取得した個人情報は、当該書店が管理者となり、店頭シール記載の利用目的の範囲で利用してください。
- ② 客注短冊（短冊、FAX、電子データを問わず）には、お客様の名前、電話番号、住所などの個人情報を記入しないで、取次会社、出版社に送付してください。

- ③ 注文品を読者に引渡し、決済を終了した後は、客注短冊等を速やかに廃棄してください（6ヶ月を超えて保有しない）。
- ④ 定期購読、全集等の予約購読の申込書などに記入された個人情報は、長期（目安は6ヶ月以上か否か）にわたり利用するため「保有個人データ」となることを踏まえ、適正な管理を行ってください。
- ⑤ 客注短冊、購読申込書の個人情報を顧客名簿として利用する場合は、同様に「保有個人データ」となりますので、適正な管理を行ってください。利用後は、速やかに廃棄してください。
- ⑥ 当該書店において、上記に掲げた目的以外に個人情報を利用する場合は、取得時にその旨を伝えてお客様の承諾を得るか、あるいは、改めて利用目的を「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこと」が必要です。

## (2) 取次会社における対応

- ① お客様の名前、住所、電話番号等の個人情報が記載された客注短冊、購読申込書およびその複写物は、商品の手配・出荷のためだけに利用してください。利用後は、速やかに廃棄してください。
- ② 定期購読、全集等の予約購読の申込書などに記入された個人情報は、適正な管理を行ってください。利用後は、速やかに廃棄してください。

## (3) 出版社における対応

- ① 書店に対し、客注短冊（短冊、FAX、電子データを問わず）にお客様の名前、電話番号、住所などの個人情報を記入することを求めないでください。
- ② 書店からの客注短冊に個人情報の記入があった場合は、記入の必要がない旨を当該書店に伝え、注意を喚起してください。

また、個人情報が記入された客注短冊の複写等がある場合は、注文品を引渡した後、速やかに廃棄してください。

- ③ お客様に個人情報の記入を求める定期購読、全集等の予約購読の申込書などには、個人情報の利用目的を必ず記載し、その範囲で利用してください。利用後は、速やかに廃棄してください。
- ④ 定期購読者や全集予約購読者へのプレゼント・キャンペーンなどのために取得した個人情報は、プレゼント送付等の終了後、速やかに廃棄してください（6ヶ月を超えて保有しない）。
- ⑤ 上記③および④の個人情報は、当該出版社が管理者となり、適正な管理を行ってください。

以 上

社団法人 日本書籍出版協会

社団法人 日本雑誌協会

社団法人 日本出版取次協会

日本書店商業組合連合会

付 記

#### 【個人情報取扱いについての書店店頭シール】

お客様の住所・氏名などの個人情報は ご注文品の出版社・取次会社への手配、入荷のご連絡及び新刊書籍・定期購読雑誌のご案内をするために利用させていただきます。ご理解いただきますよう お願いいたします。

日本書店商業組合連合会加盟店

**参 考**

## 個人情報保護法の概要

### 【個人情報の取得・利用に際してのルール】

○利用目的による制限（第 16 条） 目的外利用はあらかじめ本人の同意が必要

○利用目的の特定（第 15 条）

＜取得の状況から見て利用目的が明らかな場合＞

＜取得する場合＞ → 利用目的の通知等（第 18 条）

（間接取得の場合）

あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（直接取得の場合）

書面による直接取得の場合は、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

＜継続的に利用する場合＞

保有個人データに（個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示等を行う権限を有し、6ヶ月以上にわたって利用するもの）に関する事項の公表等（第 24 条第 1 項）

①個人情報取扱事業者の氏名又は名称

②全ての保有個人データの利用目的

③開示・訂正・利用停止等の手続

④保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

⑤認定団体の名称及び苦情の解決の申出先

を本人の知り得る状態( 本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。

### 【個人データの第三者提供の制限】

<あらかじめ本人の同意が必要>

<本人の求めにより原則として提供停止（オプトアウト）することとしている場合>

※オプトアウトの要件

以下の4項目をあらかじめ通知し、又は本人の知り得る状態においている場合。

①第三者提供すること

②提供される情報の種類

③提供の手段

④求めに応じて提供停止すること

要件を満たしている場合に限り、本人の同意がなくても第三者提供をすることができる。

<第三者に該当しない場合>（第23条第4項）

○委託先への提供（第1号）

（例）・データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合

・百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合など

（※）個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。

○合併等に伴う提供（第2号）

（例）○合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合

○営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合

（※）譲渡後も、個人情報譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

○グループによる共同利用（第3号）

（例）○観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合

（※）共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

以 上